

平成 30 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 フューチャー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 金丸 恭文
(コード番号 4722 東証第一部)
問合せ先 執行役員 中島 由彦
(TEL (03) 5740 - 5724)

勝訴の確定に関するお知らせ

平成 30 年 3 月 28 日付「東京高等裁判所の判決（勝訴）のお知らせ」にて開示しました訴訟の判決について、上告期限までに上告手続きがなされなかったことから、当該勝訴判決が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

当社は、日東電工株式会社（以下、「日東電工」という。）との間で締結した「新販売システムアプリケーション開発」に関する個別契約等に基づき、成果物を納品いたしました。日東電工は納品を認めず、請負代金等の支払いも拒否したため、平成 21 年 11 月 30 日に訴訟を提起しました。これに対し、平成 28 年 6 月 17 日には、東京地方裁判所より当社側の全面勝訴の第一審判決が言い渡されました。

当該判決を不服とした日東電工が、平成 28 年 6 月 17 日付で東京高等裁判所に対して控訴を提起しましたが、その判決が平成 30 年 3 月 28 日に言い渡され、第一審に引き続いて、当社側の全面勝訴の判決が言い渡されました。今般、期限までに上告がなかったことから、東京高等裁判所の判決が確定することとなりました。

本訴訟が長きにわたって審理された結果、当社側の主張が第一審および第二審においても認められ、日東電工の反訴が全て棄却されたのは、当社側のプロジェクト遂行に正当性があったことの証明であると考えております。

2. 連結業績に与える影響

上記のとおり、今般当社側の全面勝訴が確定したことにより、未収金として計上しておりました請負代金 1,337 百万円の全額の回収が可能となります。さらに、契約関係が不明確であった請負代金及び遅延損害金等の合計額から弁護士報酬等を控除した金額である約 650 百

万円を平成 30 年 12 月期第 1 四半期連結決算において特別利益として計上する見込みです。
以上

●本件に関するお問い合わせ先：

フューチャー株式会社 中島

IR 直通 Tel： 03-5740-5724 電子メール：ir@future.co.jp